

2018年3月13日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 加藤 一郎

答 申 書

2018年2月14日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2017年度諮問第3号（「2017年11月24日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱について）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料について、個人情報、法人等情報、審議・検討又は協議に関する情報、及び事務又は事業に関する情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料 [2017-2]

- ・原子力発電環境整備機構（以下、「機構」という。）が平成29年10月17日以降各地で実施している「科学的特性マップに関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）について、
 - 一、機構が「株式会社地域力活性化研究室」（会社法人等番号0100-01-089519）に業務を委託した経緯、契約内容、契約金額がわかるもの
 - 一、上記株式会社地域力活性化研究室が「株式会社オーシャナイズ」（会社法人等番号0110-01-054487）に業務を下請けに出した経緯、契約内容、契約金額がわかるもの

2. 情報公開請求に対する機構の説明

(1) 上記に該当する機構資料は以下のとおりである。

- ①入札公告
- ②入札調書
- ③「企画書の技術等審査結果について」
- ④機構と株式会社地域力活性化研究室との契約書
- ⑤「2017年地層処分説明会（仮称）の実施（その2）」に係る再委託承認申請書
- ⑥2017年度地層処分説明会（仮称）の実施（その2）に係る再委託承認通知

(2) 公開の取扱い

情報公開請求のなされた機構資料については、2017年12月20日付の情報公開審査委員会答申に基づき、2017年11月30日に設置した「調査チーム」の検討結果が公表されるまでの間、非公開とし、「調査チーム」の検討結果公表後に開催する情報公開審査委員会で公開等の審議を行った後、情報公開規程に定める非公開情報を除き、遅滞なく公開するものとしていた。

2017年12月27日に「調査チーム」の「調査報告書」が公表されたことから、改めて、上記機構資料を以下のとおり取り扱うこととしたい。

①入札公告

すべて公開とする。

②入札調書

株式会社地域力活性化研究室以外の入札者の名称及び機構の予定価格（消費税抜き金額を含む）を非公開とし、その他は公開する。

③「企画書の技術等審査結果について」

以下を非公開、その他は公開する。

- a. 株式会社地域力活性化研究室以外の入札者の名称
- b. 「広報業務に係る技術等審査における審査員選定表」中の、一部の審査員の所属、氏名、署名及び印影並びに株式会社地域力活性化研究室以外の入札者の名称
- c. 「技術審査 集計表」中の一部の審査員の所属、氏名、各審査員の審査点及び株式会社地域力活性化研究室以外の企画書説明社の名称

④機構と株式会社地域力活性化研究室との契約書

以下を非公開、その他は公開する。

- a. 氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）
- b. 法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に関する情報

⑤「2017年地層処分説明会（仮称）の実施（その2）」に係る再委託承認申請書

以下を非公開、その他は公開する。

- ・法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に関する情報

⑥2017年度地層処分説明会（仮称）の実施（その2）に係る再委託承認通知

以下を非公開、その他は公開する。

- ・事業実施に係るノウハウを含む法人等に関する情報

3. 当委員会の判断

②入札調書

株式会社地域力活性化研究室以外の入札者の名称は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当するため、また、機構の予定価格は、公にすることにより当該事務の性質上、機構の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

③「企画書の技術等審査結果について」

株式会社地域力活性化研究室以外の入札者（入札者、企画書説明社）の名称は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

「広報業務に係る技術等審査における審査員選定表」中の、一部の審査員の所属、氏名、署名及び印影並びに「技術審査 集計表」中の一部の審査員の所属及び氏名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）であり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

また、「技術審査 集計表」中の各審査員の審査点については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

④機構と株式会社地域力活性化研究室との契約書

氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」に該当するため、また、法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に関する情報は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当し、委託先からも一部非公開を希望する意見があることから、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

⑤「2017年地層処分説明会（仮称）の実施（その2）」に係る再委託承認申請書

法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に関する情報は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当し、委託先からも一部非公開を希望する意見があることから、公知の事実を除き規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

⑥2017年度地層処分説明会（仮称）の実施（その2）に係る再委託承認通知

事業実施に係るノウハウを含む法人等に関する情報は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当し、委託先からも一部非公開を希望する意見があることから、公知の事実を除き規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 2017年12月14日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) 2017年12月15日 | 第29回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) 2017年12月20日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |
| (4) 2018年 2月14日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (5) 2018年 2月26日 | 第31回情報公開審査委員会で審議 |
| (6) 2018年 3月13日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員長代理 （座長）加藤 一郎
委 員 佐藤 貴夫
委 員 秋山 一弘